

## 猿払村新型コロナウイルス感染症対策資金融資に伴う利子補給条例

### (目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた村内事業者（以下「事業者」という。）の資金繰りを支援するため、資金の借受者に対し利子補給金を交付し、経営の変動を最小限にとどめることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この条例において、対象となる事業者は、猿払村商工会の会員である者とする。

### (利子補給の条件)

第3条 村は、新型コロナウイルス感染症対策の資金（以下「資金」という。）として金融機関から融資を受けた事業者に対し、当該資金の償還に伴い生じた利子の補給（延滞に係るものを除く。以下「利子補給」という。）を行うものとする。

2 利子補給の対象となる資金は、1事業者当たり5,000万円を限度とする。

3 利子補給の率は、事業者が借り受けた資金に係る金利とし、年2パーセントを上限とする。

4 利子補給の対象となる期間は、資金の融資が実行された日から3年間とする。

### (利子補給の申請及び決定)

第4条 利子補給を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、村長に関係書類を添えて申請しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査した上で交付の可否を決定し、事業者に通知するものとする。

### (利子補給の交付請求)

第5条 前条第2項の規定により交付の決定を受けた事業者が利子補給を受けようとするときは、規則で定めるところにより村長にその交付を請求しなければならない。

2 村長は、前項の規定による請求を受理したときは、速やかに利子補給の交付を行うものとする。

### (決定内容の変更)

第6条 事業者は、第4条第1項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより村長に報告しなければならない。ただし、村長が認めた軽微な変更にあつては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、村長が必要と認めるときは、第4条第2項の規定により決定した内容を変更することができる。

(利子補給の取消等)

第7条 村長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給の交付を取消すとともに、既に利益を受けた利子補給の返還を命ずることができる。

(1) 資金を他の目的に使用したとき。

(2) 解散したとき。

(協力義務)

第8条 事業者は、村長が資金の融資に関し報告を求めたとき又は当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要としたときは、これに協力しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日以後に資金を借り受けた事業者について適用する。

(条例の失効)

2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。